



住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金を支給します

☎ 福祉保健課 福祉係 ☎ 77・3914

コロナ禍における原油価格や物価高騰等総合緊急対策の一つとして、支給対象となる世帯に10万円を支給します。

■対象となる世帯

令和3年12月10日において、国内のいずれかの市町村の住民基本台帳に登録されている方で、次の①または②のどちらかに該当する世帯が対象です。

①住民税非課税世帯

令和4年6月1日において、芝山町の住民基本台帳に登録されており、かつ世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く）

②家計急変世帯

①のほか、申請日において芝山町の住民基本台帳に登録されており、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年収見込み額が住民税非課税相当となった世帯

■給付額 1世帯当たり10万円

※原則、世帯主名義の金融機関口座に振り込みます。

※振り込みは、書類提出からおおむね1カ月程度の予定ですが、受付状況などにより時間をいただく場合があります。

■受給手続き

①住民税非課税世帯

対象と思われる世帯へ、確認書を順次送付しています。内容をご確認の上、返信用封筒でご返送ください。

※同一世帯に、令和4年度住民税が未申告である方や令和4年1月2日以降に芝山町に転入された方がいる場合など、世帯全員が非課税であるか確認ができない世帯には、確認書を送付していません。

※支給対象となる可能性がある世帯は、申請が必要で
す。

②家計急変世帯

受給を希望される世帯は申請が必要で
す。

■提出書類

①住民税非課税世帯

申請書、非課税であるか確認

できない方の非課税証明書、本人確認書類、振込先口座が確認できる書類

②家計急変世帯

申請書、簡易な収入見込額申立書、令和4年1月以降の任意の1カ月の給与明細等（同一世帯に複数人収入があればその全員分）、本人確認書類、振込先口座が確認できる書類

■提出期限

【確認書】 発送から3カ月以内

【申請書】 9月30日(金)まで

■その他

・令和3年度住民税非課税世帯もしくは家計急変世帯として給付金をすでに受給している世帯は除きます。

・申請書類は、福祉保健課窓口を設置してあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

・本給付金を装った詐欺などにご注意ください。
※町職員がATMの操作をお願いすることは絶対ありません。

■問合せ

内閣府設置の臨時特別給付金

コールセンター

☎ 0120-526-1145

(平日午前9時～午後8時)

各種スポーツ大会が 開催されました

☎ 教育課 社会教育係 ☎ 77・1861

■グラウンドゴルフ大会

6月10日、スポーツ広場において、第56回芝山町グラウンドゴルフ大会が開催され、41人の参加者が、はつらつとしたプレーを見せました。

■婦人バレーボール大会

6月19日、農業者トレーニングセンターにおいて、第87回芝山町婦人バレーボール大会が開催され、全4チームによる熱戦が繰り広げられました。



参加者による始打の様子



見ごたえのあるラリーの様子

農業経営継続給付金を支給します

産業振興課 農政係
☎ 77-3917

新型コロナウイルス感染拡大により、農業収入に影響を受けた町内の農業経営者に対し、農業の継続支援のための給付金を支給します。

■対象者

町内に住所または事業所を置き、引き続き農業経営を継続する意欲がある農業経営者

■支給要件

- ・ 農業経営を継続する意欲があること
- ・ 令和3年の販売金額が30万円以上の者であること
- ・ 町税の滞納がないこと
- ・ 暴力団などの反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有していないこと
- ・ 芝山町中小企業等支援給付金を支給された者でないこと

■支給額

1 農業経営者当たり5万円

■申請方法

町ホームページ、JA各支所および経済センター、丸朝園芸農業協同組合、風和里しばやまで申請書を取得してご記入の上、添付書類と併せて産業振興課農政係に提出（郵送も可）してください。

※申請に必要な添付書類や内容についての詳細は、町ホームページをご確認ください。

■申請期限

11月30日(水)



①芝山町に住民票がある方

■学生等の住所要件

次の①または②に該当する方が対象となります。

① 健康保険の被扶養者である方
② 国民健康保険の被保険者の場合は、年間収入見込額が130万円未満の方

■対象年齢

受診日時点で16歳になる年度の4月1日から20歳になる年度の3月31日までの間にある方

■学生等の所得要件

健康保険の被扶養者である方
国民健康保険の被保険者の場合は、年間収入見込額が130万円未満の方

②就学などのため町外に住民票があるが、助成対象者の健康保険の被扶養者となっている方

■助成対象者

医療機関の受診日に芝山町に住民票があり、芝山町に居住している保護者等で、対象となる学生等を扶養または監護している方

■自己負担額および助成区分

【通院】	1回につき300円
【入院】	1日につき300円
【調剤】	無料



20歳までの医療費を助成します

学生等医療費助成制度

☎ 福祉保健課子育て支援係 ☎ 77-3914

令和3年8月より16〜20歳までの方を対象とした医療費助成を実施しています。助成を受けるためには申請書等の提出が必ずとなりますので、ご注意ください。

■助成方法（償還払い方式）

申請書に医療機関に支払った領収書などを添付して、支払日の翌日から2年以内に申請してください。

原則、申請月の翌月に助成額を指定口座へ振り込みます。
※受給券の交付はありません。

■必要書類

- ・ 申請書
- ・ 学生等の健康保険証の写し
- ・ 助成対象者の口座の分かるもの
- ・ 領収証の原本
- ・ 医療費の明細が分かるもの
- ・ 医療費計算書

■注意事項

- ・ 医療機関に支払った保険診療の一部負担金（3割負担）部分が対象になります。
- ※健康保険組合等からの高額療

養費の給付や付加給付金がある場合は、それらを差し引いた額が対象となります。

他の医療費助成制度を受けることができる場合、それらの助成制度が優先されます。

入院時の差額ベッド代、薬局の容器代、診断書などの文書料、健康診査、予防接種等の保険外診療の医療費は対象になりません。

・ 学校管理下でのけがや病気にかかる医療費は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度で救済される場合がありますので、本医療費助成の申請前に各学校などに確認してください。

・ 交通事故などの第三者行為によるけがや病気は対象になりません。